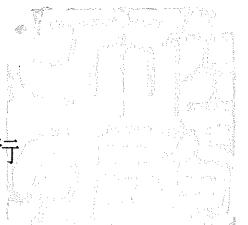


諮詢書

佐市資産第 456 号
平成 25 年 7 月 26 日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 質問内容

固定資産税納税義務者等情報の目的外利用について

2. 個人情報利用申請所属

企画調整部 総合政策課

3. 目的外利用を行う保有個人情報の内容

固定資産税納税通知書の送付先を佐賀市外としている場合の以下の情報

①送付先の住所及び氏名

②①の者の納税義務者、相続人代表者、納税管理人の別

4. 目的外利用の目的

本市では、自治の基本理念及びまちづくりの基本事項を定める「佐賀市自治基本条例（以下「条例」という。）」の制定に向けた取組を進めている。

平成 23 年度から市内部での検討を始め、平成 24 年 2 月に市民 35 名で構成する佐賀市自治基本条例検討会議を設置し、1 年 2 ヶ月の間に 25 回の会議を重ね、平成 25 年 4 月に条例素案を提言いただいた。

これを受け、本市では、条例案の骨子を作成して市民説明会やパブリックコメントなどを実施し、出された意見等を踏まえて修正を加えた条例案を平成 25 年 6 月議会へ提出したところであるが、議会での審査において、条例の施行によって役割や責務を課すことになる「市民等」への事前周知が不足していることを理由の一つとして可決されず、現在は継続審議となっている。（「市民等」とは、「住民、通勤・通学者、不動産所有者、市民活動団体及び事業者」をいう。）

「市民等」への周知については、これまでに市報や市ホームページ等の広報媒体を利用して行ってきたが、本市の区域内に不動産を有する市外居住者に対する周知は、市ホームページの他には特段に行っていなかったことから、市外に居住する固定資産納税義務者等へ条例案に関する資料を送付することで、より一層の周知を図ることと

したい。

この周知を行うことで、景観面、防犯・防災面などのまちづくりへの関わりへの理解を求め、不動産の適正な維持管理につなげ、条例の実効性の確保に努めたい。

5. 佐賀市自治基本条例案について

(1) 条例の概要

地方分権の進展とともに、地方公共団体が自己決定・自己責任により、市民とともにまちづくりに取り組む時代となった。少子高齢・人口減少社会の到来にともなう地域課題の多様化、厳しい財政状況の中、さまざまな課題に対応していくため、市民、議会、行政などが力を合わせてまちづくりに取り組んでいく必要がある。

本条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的としている。

(2) 市民等の権利並びに市民等の役割及び責務について

①市民等

「本市の区域内に住所を有する者」、「本市の区域内に通勤し、又は通学する者」、「本市の区域内に不動産を有する者」、「市民活動団体」及び「事業者」

②市民等の権利

「市政に関する情報を知る権利」及び「まちづくりに参加する権利」

③市民等の役割及び責務

「自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うこと」及び「まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加すること」

※自治の基本理念・・・安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となり、まちづくりを行うこと

6. 目的外利用期間

平成25年8月13日から平成25年9月20日まで

(当該期間内に対象者へ資料を送付する。)

7. 対象件数

区分	対象件数
個人	約10,000件
法人	約1,000件
計	約11,000件

第45号議案

佐賀市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務（第6条—第12条）

第3章 情報共有、市民参加及び協働（第13条—第25条）

第4章 市政運営（第26条—第29条）

第5章 国及び他の地方公共団体との関係等（第30条・第31条）

第6章 条例の検証（第32条・第33条）

附則

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育んできました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に关心を持ち、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通じて、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

- イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (6) まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (8) 情報共有 市民等、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を共有することをいう。
- (9) 市民参加 市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動することをいう。
- (10) 協働 市民活動団体、事業者、議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

（この条例の尊重）

第3条 他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

（自治の基本理念）

第4条 安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となり、まちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

（まちづくりの基本原則）

第5条 次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

第2章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務

（市民等の権利）

第6条 市民等は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
 - (2) まちづくりに参加する権利
- （市民等の役割及び責務）

第7条 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に

責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

(市民活動団体の役割及び責務)

第8条 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の活性化に貢献するよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

(事業者の役割及び責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、市政に係る意思決定を行う議決機関としての役割を担うものとする。

2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。

3 前2項及び法令に定めるもののほか、議会に関する基本的事項については、別に条例で定める。

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、本市の代表者として、これを統轄するものとする。

2 市長は、市政運営の遂行に当たっては、経営的視点を持つとともに、その透明性を確保するよう努めなければならない。

3 市長は、本市の職員の能力及び資質の向上並びに適正な配置に努め、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。

(職員の役割及び責務)

第12条 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。

2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

第3章 情報共有、市民参加及び協働

(情報共有の推進)

第13条 市民等、議会及び市長等は、情報共有によるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民活動団体、事業者、議会及び市長等は、正当な理由がある場合を除き、まちづくりに関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公表し、又は提供するよう努めるものとする。

3 市民等は、別に条例で定めるところにより、議会及び市長等に対し、市政に関する情報の公開を請求することができる。

(説明責任)

第14条 市長等は、政策の立案、実施及び評価の各段階において、それらの内容を市民等に分かりやすく説明するものとする。

(会議の公開)

第15条 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及びこれに準じて設置された機関をいう。第20条において同じ。）の会議は、原則として公開するものとし、公開に関する基準については、市長等が別に定める。

(個人情報の適正な管理)

第16条 議会及び市長等は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、市民が自己的個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、市民の権利及び利益を保護しなければならない。

(市民参加の推進)

第17条 市民等、議会及び市長等は、市民参加によるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 議会及び市長等は、市民等がまちづくりに参加できる機会を確保するため、その環境の整備に努めなければならない。

(意見公募手続)

第18条 市長等は、市政に係る基本的な計画等を定めようとするときは、あらかじめ、その案を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

(意見等の取扱い)

第19条 市長等は、市民等から市政に対する意見、要望、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(審議会等)

第20条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募等により幅広い層の市民から選任するよう努めるものとする。

(住民投票)

第21条 市長は、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要があるときは、住民投票を実施することができる。

2 前項の住民投票の資格者、方法その他住民投票の実施に関し必要な事項については、事案ごとに別に条例で定める。

3 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(協働の推進)

第22条 市民活動団体、事業者、議会及び市長等は、協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

(地域コミュニティ活動)

第23条 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

(災害等への対応)

第24条 市長は、災害その他の緊急を要する事態（以下「災害等」という。）から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するため、市民による自主的な防災組織その他関係機関と連携するとともに、これらを活用した危機管理体制を確立し、適切な運用に努めなければならない。

2 市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図るとともに、近隣における市民相互の助け合いに努めるものとする。

(子どもへのまなざし)

第25条 市民等、議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健やかな成長に关心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

第4章 市政運営

(総合計画)

第26条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、その計画の進行に関し適切な管理を行わなければならない。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、その策定に市民等が積極的に参加することができるよう努めなければならない。

3 市長等は、各行政分野における基本的な計画の策定に当たっては、総合計画との整合性に配慮するとともに、計画相互の調和を図るよう努めるものとする。

(行政評価)

第27条 市長は、効果的かつ効率的な市政の推進を図るため、行政評価を実施し、総合計画の進行を管理するとともに、事業の改善等に反映させなければならない。

2 市長は、行政評価の実施に当たっては、市民が参加できる機会を確保するととも

に、その結果を市民等に分かりやすく公表し、意見を求めるものとする。

(財政運営)

第28条 市長は、財政の健全化に努め、効果的かつ効率的な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、財政状況を市民等に分かりやすく公表しなければならない。

(行政手続)

第29条 市長等は、市民等の権利及び利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適切かつ迅速に行い、市政における公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

第5章 国及び他の地方公共団体との関係等

(国及び他の地方公共団体との関係)

第30条 市長等は、国若しくは他の地方公共団体と共に通する課題又は広域的な課題を解決するため、これらのものと連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(国際的な視野の醸成)

第31条 本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

第6章 条例の検証

(佐賀市自治基本条例検証委員会)

第32条 市長は、この条例の運用状況を検証するため、佐賀市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

2 検証委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の見直しに関する事項その他重要な事項について審議するものとする。

3 検証委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(条例の見直し)

第33条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案の上、この条例の規定を検証し、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の規定によりこの条例の規定を検証しようとするときは、検証委員会の意見を聴かなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 佐賀市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年佐賀市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第72号を次のように改める。

(72) 自治基本条例検証委員会委員 日額 5,630円

上記の議案を提出する。

平成25年6月3日

佐賀市長 秀 島 敏 行

(提案理由)

自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、まちづくりに関する基本的な事項等を定める必要があるので、この案を提出する。

佐市總政第 号
平成25年9月 日

各 位

佐賀市長 秀 島 敏 行
(公印省略)

自治基本条例によるまちづくりについて（お知らせ）

平素から佐賀市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、今後の自治のあり方やまちづくりの基本ルールを定める「佐賀市自治基本条例（案）」を平成25年6月市議会に提出しました。

この条例（案）では、「安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となって、まちづくりを行うこと」を自治の基本理念としています。

つきましては、まちづくりの推進に当たっては、本市内に不動産を所有される方にも関わりが深いことから、下記のとおり条例（案）についてお知らせいたします。

記

1. 自治基本条例とは

地方分権の進展、少子高齢・人口減少社会の到来に伴う地域課題の多様化や厳しい財政状況の中、様々な課題を乗り切るために、市民、議会、行政などの多様な主体が担い手となったまちづくりが求められています。

自治基本条例とは、その地域（自治体）のまちづくりを進めるため、自治の基本理念を明確化し、市民の権利や行政等の役割、仕組みなどを定めた、まちづくりを進めるためのルールと言えます。

2. 佐賀市自治基本条例（案）について

条例（案）では、まちづくりには様々ななかたちで佐賀市に関わる人たちが協力し合うことが必要と考え、「市内に住所を有する者、市内に通勤・通学する者、市内に不動産を有する者」をまちづくりに関わる市民としています。

市民の役割と責務を「自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、自治の基本理念を実現するための役割を広く担うこと」、「まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場や意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加すること」としており、

不動産所有者の方にも不動産の適正な管理を通して、本市のまちづくりにご協力いただきたいと考えています。

3. 不動産の適正な管理について

近年、少子高齢化が加速したことや遠隔地への居住により適正な管理がなされずに放置されている空き家、耕作放棄地（遊休農地）などが増加しています。これらのこととは、建物の倒壊事故、犯罪、ごみの不法投棄などの一因となり、周辺住民の生活環境への悪影響が課題となっています。

これらの課題を解決し、また、良好な景観の形成などを進めることにより、本市の自然、歴史、文化等を活かし、地域に対する誇りと愛着を持てる魅力あるまちづくりを図るため、不動産を所有する方には、これまでどおりその適正な管理をお願いいたします。

※ 本通知は、固定資産税の納税義務者（共有名義の場合は代表者）、又は納税通知書の送付先として登録されている方にお送りしています。最近、所有権を変更されている場合は行き違いとなりますので、あしからずご了承ください。

※ 本通知の発送に当たっては、佐賀市個人情報保護条例に基づき、個人情報の目的外利用に関する手続を経て、固定資産税の課税に関する送付情報を利用しております。

◎問い合わせ先

【自治基本条例に関すること】

企画調整部 総合政策課

担当：白濱、八島

電話：0952（40）7025

【固定資産税に関すること】

市民生活部 資産税課

電話：0952（40）7072

みんなのチカラでよりよいまちへ

～自治基本条例によるまちづくり～

自治基本条例とは？

まちづくりを進めるための基本的事項を定めたルールです。

自治の基本理念や目指すまちの姿を示すとともに、まちづくりにおける市民の権利や市長(行政)の役割・仕組みなどを定めています。



なぜ条例をつくるの？

社会背景

- ◎ 地方分権の進展 ▶▶ 権限移譲により、市町村の判断で地域の特色あるまちづくりをすすめる裁量が広がってきています。
- ◎ 人口減少、少子高齢社会 ▶▶ 少ない人口で社会を支えるため、様々な人・団体が元気に活動していくことが大切です。
- ◎ 地域課題の多様化 ▶▶ 市民、地域、NPO、企業などが、自ら課題解決に取り組み、行政とともにまちづくりを進めていくことが求められてきています。

市民、議会、行政が連携・協力して、まちづくりをすすめることが大切！



そのためには

まちづくりに関する基本的事項を条例という形で明らかにして、みんなで共有できるようにします。

【自治基本条例の制定】

- どのようなまちを目指すのか。
- どのような形ですすめるのか。
- まちづくりに関わるのは誰なのか。
- 誰がどのような役割を担うのか。など



地域の河川清掃



佐賀市自治基本条例（案）の概要

条例(案)の骨子

これからまちづくりを進めるにあたって、目的や基本理念を次のように定めています。

(第1条 目的(目指すまちの姿))
安心して暮らし続けることができる地域社会

(第4条 自治の基本理念)
市民等が主体となり、まちづくりを行うこと

(第5条 まちづくりの基本原則)
今後まちづくりを進めていく上での基本的なルール

情報共有

市民参加

協働

- ◎説明責任
- ◎会議の公開
- ◎個人情報の適正管理など

- ◎意見公募手続
- ◎審議会等
- ◎住民投票など

- ◎地域コミュニティ活動
- ◎子どもへのまなざし
- ◎災害等への対応

この条例でいう「市民」って？

まちづくりには、様々ななかたちで佐賀市に関わる人たちが協力しあうことが大切だと考え、住民をはじめ事業者、市民活動団体などを含めて、広く「市民」、「市民等」としています。



市民等

市民

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に通勤・通学する者
- ・市内に不動産を有する者

事業者

法人・個人

市民活動団体

自治会、NPO等

不動産所有者のまちづくりとは？

地域社会の一員として、不動産を適正に管理していただくことにより、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現につながります。

不動産の適正な管理により…

- 建物の倒壊事故、犯罪の発生、ごみの不法投棄などの課題の解消
- 良好な景観の形成 など



長崎街道の街並み

様式第3号(第4条関係)

個人情報目的外利用申請書

平成25年7月3日

(あて先) 資産税課長 様

(利用課) 総合政策課長 松尾 邦彦



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	固定資産税課税事務
個人情報の内容	固定資産税納税通知書の送付先を佐賀市外としている場合以下の情報 ① 送付先の住所及び氏名 ② ①以外の者の納税義務者、相続人代表者、納税管理人の別
利用業務名及び利用目的	名称：自治基本条例制定検討事務 目的：自治基本条例案では、「本市の区域内に不動産を有する者」も市民として定義しており、当該条例の制定に当たり広く周知を図る必要があるため、市外に居住する固定資産税納税義務者等へ当該条例案に関する資料を送付する。
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 第1号に該当する場合の根拠法令等 ()
利用区分	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	平成25年8月13日～平成25年9月20日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務(経常) <input type="checkbox"/> 継続事務(定例) <input checked="" type="checkbox"/> 臨時事務